

中小企業

新事業進出補助金

新事業進出補助金 第1回説明会

2025年4月30日

説明会の目次

1. はじめに
2. 補助対象者/補助対象外事業者
3. 補助対象事業/補助対象外事業
4. 新事業進出要件
5. 補助対象経費/補助対象外経費
6. 補助事業者の義務
7. 審査基準
8. 添付書類のポイント
9. 応募申請の手続き
10. 質疑応答

1. はじめに

本説明会の位置付け

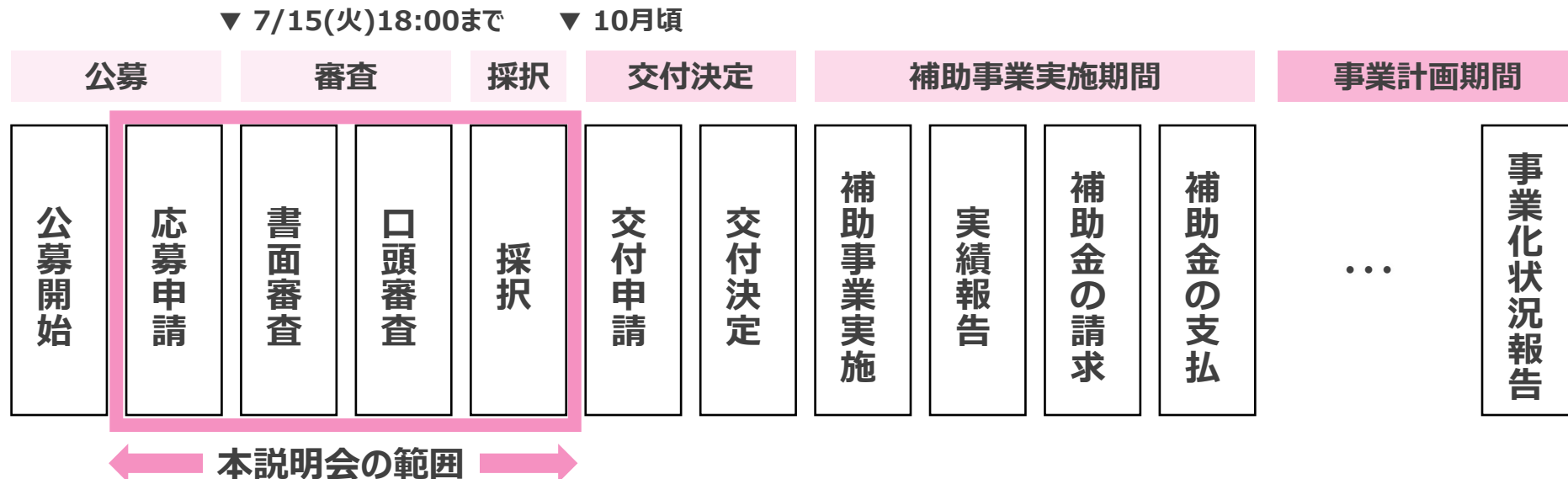
- 本説明会では、本補助金の概要及び公募段階における注意点についてご説明します

本説明会の位置付け

本説明会は、本補助金の活用をご検討されている中小企業等の皆さまに向けて公募段階における概要・注意点等をまとめたものです

※本説明会は、公募概要をお伝えすることを目的に、公募要領から要点を抜粋して作成されております。
応募にあたっては、必ず公募要領をご確認いただきますようお願いいたします。

本補助事業の流れ



※申請受付開始前後 別途、電子申請方法についての説明会を予定しております。

事業概要

- 本補助金では、既存事業と異なる事業への前向きな挑戦、新市場・高付加価値事業への進出を支援します
- 応募申請は7/15(火)18:00までに完了してください

事業概要

本補助金の目的	既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。	
	公募開始	2025/4/22(火)～
	申請受付	2025/6中旬(予定)
	応募締切	2025/7/15(火) 18:00
	補助金交付候補者の採択発表	2025/10頃(予定)
	応募申請方法	電子申請受付のみ ※書面(紙)での申請は不可
第1回公募スケジュール		

1. はじめに

事前手続き

- 各種申請手続きは、本補助金専用の申請システムをご利用ください
- 本システムを利用いただくには、GビズIDプライムのアカウント取得が必要です

各種申請・承認の手続き

GビズIDプライムアカウント 取得方法

①GビズIDで検索

②GビズIDホームページから「アカウント作成」をクリック

※ID取得には、申請から2週間程度かかります。

発行手続き遅れによる申請期限の延長は認められておりませんので、お早めのご対応をお願いいたします。

なお、GビズIDは、①GビズIDプライム、②GビズIDメンバー、③GビズIDエントリーという3種類のアカウントがあります。本補助金の申請には、**GビズIDプライムアカウントの取得が必要**です。

詳しくはGビズIDのホームページをご確認のうえお問い合わせください。

GビズIDヘルプデスク：0570-023-797

【受付時間】09:00～17:00（土・日・祝日、年末年始除く）



公募要領全般に係る重要事項

- 公募要領全般に係る注意事項のうち、特に重要な箇所を抜粋してご説明します
- 応募申請にあたっては、公募要領を必ずご参照ください

公募要領全般に係る重要事項

補助金額の確定

- 採択結果は、補助金交付額の決定を保証するものではありません。

財産処分の制限

- 補助事業により取得した財産は、処分に制限が課されます。
(処分：補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄 等)
- 補助事業により取得した財産は、原則として専ら補助事業に使用される必要があります。

外部支援者 活用時の注意

- 事業計画は必ず申請者自身で作成してください。
(申請者以外が作成したことが発覚した場合は、不採択・採択取消・交付決定取消)
- 事業計画の検討に際して外部の支援を受ける場合には、提供するサービスの内容とかい離した高額な成功報酬等を請求する、経費の水増しを提案するなどの悪質な業者等にご注意ください。

不正行為の禁止

- 虚偽申請、取得財産の目的外利用等の不正行為が判明した場合は、交付決定取消となるだけでなく、加算金を課した上で補助金返還を求めます。
- 悪質な場合は、事業者名・代表者名・不正内容を公表します。

2. 補助対象事業者/補助対象外事業者

補助対象者（1/4）

- 資本金※又は常勤従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人は補助対象者となります

補助対象者

中小企業者

1. 資本金又は従業員数(常勤)が、下表の数字以下となる会社または個人

業種	資本金 (円)	従業員数(人)
製造業・建設業・運輸業	3億	300
卸売業	1億	100
サービス業 (※ソフトウェア業・情報処理 サービス業・旅館業を除く)	5,000万	100
小売業	5,000万	50
ゴム製品製造業 (※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製 造業・工業用ベルト製造業を除く)	3億	900
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億	300
旅館業	5,000万	200
その他の業種(上記以外)	3億	300

* 資本金は、「資本の額又は出資の総額」をいう。以下同様。

補助対象者（2/4）

- 従業員が300人以下の組合及びその連合会、公益法人等、農事組合法人及び労働者協同組合は補助対象者となります

補助対象者

「中小企業者等」
に含まれる
「中小企業者」
以外の法人

※従業員数が300人以下である者に限る

2. 組合及びその連合会

（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等）

- ・ 中小企業等経営強化法の第2条第1項第6号～第8号に定める法人

3. 公益法人等

- ・ 法人税法の別表第2に該当する法人
（一般財団法人・一般社団法人は、非営利型法人に該当しないものも対象）
- ・ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人

4. 農事組合法人

- ・ 農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人

5. 労働者協同組合

- ・ 労働者協同組合法に基づき設立された労働者協同組合

補助対象者（3/4）

- 資本金が下表の数字未満、従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社または個人は補助対象者となります

補助対象者

特定事業者 の一部

6. 資本金が下表の数字未満、従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社または個人

業種	資本金 (円)	従業員数(人)
製造業・建設業・運輸業	10億	500
卸売業		400
サービス業 (※ソフトウェア業・情報処理 サービス業・旅館業を除く)		300
小売業		300
その他の業種		500

補助対象者（4/4）

- 資本金が10億円未満である以下の事業者、及び中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社は補助対象者となります

補助対象者

特定事業者 の一部 (続き)

※以下は、資本金が10億円未満である者に限る

7. 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、 生活衛生同業組合連合会

※構成員の2/3以上が、常時300人(卸売業の場合は400人)以下の従業員を使用する者

8. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合 連合会、酒販組合中央会

※構成員の2/3以上が、酒類製造業者の場合は常時500人、酒類販売業者の場合は300人、酒類卸売業者の場合は400人以下の従業員を使用する者

9. 内航海運組合、内航海運組合連合会

※構成員の2/3以上が、常時500人以下の従業員を使用する者

10. 技術研究組合

※構成員の2/3以上が、上記6に該当する事業者か、または企業組合、協同組合である者

リース会社

11. リース会社 (中小企業等と共同で交付申請を行う者)

※リース料を補助対象経費から減額して交付申請する場合
※共同申請する中小企業等とファイナンス・リース取引を行う者に限る
(セール&リースバック取引、または転リース取引を行う場合を除く)
※大企業を含む

補助対象外事業者（1/3）

- 前述の補助対象者に該当する場合も、以下に該当する場合は補助対象外となります(リース会社を除く)

補助対象外事業者

× 本補助金の申請締切日を起点に**16か月以内に以下の補助金に交付候補者として採択された事業者**、または**申請締切日時点に以下の補助金の交付決定を受けて補助事業実施中の事業者**

- ・ 新事業進出補助金(本補助金)
- ・ 事業再構築補助金(中小企業等事業再構築促進補助金)
- ・ ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)

次頁

× 事業再構築補助金において

- × 採択の取消を受けた事業者
- × 交付決定の取消を受けている事業者
- × 納付命令を受けているにも関わらず、未納付の事業者
- × 「事業化状況・知的財産権報告書」の提出対象となっているにも関わらず、未提出の事業者
- × 返還命令を受けているにも関わらず、未返還の事業者

× 応募時点で従業員数が0名の事業者

× 新規設立・創業後1年に満たない事業者

× みなし大企業

× 公募開始時点で直近3年または年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

× 応募申請以降に補助対象者に該当しなくなった事業者

× 法人格のない任意団体

× 収益事業を行っていない法人

× 運営費の大半を公的機関から得ている法人

× 政治団体

× 宗教法人

× 申請時に虚偽の内容を申請した事業者

× 補助対象者となることのみを目的として、資本金の額又は出資の総額並びに常勤従業員の数を変更していると認められる事業者

× 補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者

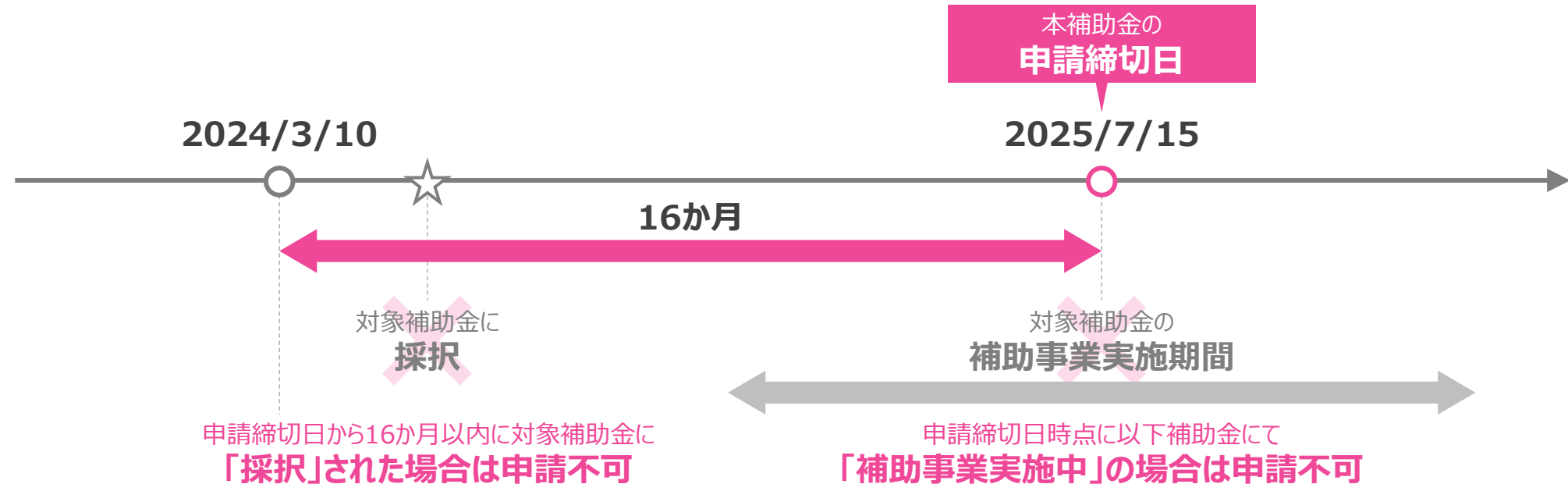
× 過去の補助金または給付金等において不正を行った事業者

× 公募開始日からの直近5年間に、補助事業に関連する法令違反があった事業者

× 暴力団又は暴力団員と関係がある事業者

補助対象外事業者（2/3）

- 「新事業進出補助金」「事業再構築補助金」「ものづくり補助金」において、本補助金の「申請締切日」を起点に16か月以内に採択された事業者」又は「申請締切日時点で補助事業実施中の事業者」は申請不可です



申請不可のケース

- 事業再構築補助金の第12回の採択者は申請不可。本補助金の申請締切日までに第13回の採択発表が行われた場合は、第13回採択者も申請不可
- ものづくり補助金の17次/18次の採択者は申請不可
- なお、上記以前の公募回の採択者においても、本補助金の申請締切日において、事故等報告による補助事業実施期間が延長された事業者など、7/15時点で事業実施中の事業者は申請不可

補助対象外事業者（3 / 3）

- 以下に当てはまる場合は応募に制限があります。みなし同一事業者の判定にあたっては、個人・法人に限らず、また、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者はすべて同一として取扱います。

みなし同一事業者

（1申請のみ可）

1. 親会社が議決権の50%以上を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一事業者とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。

※法人に限らず「個人」が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%以上保有する場合も同様

2. 過去に交付決定を受けた個人事業主が設立した法人

3. 代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人、実質的支配者が同じ法人についても同一事業者とみなします。

※みなし同一事業者による連携体申請、みなし同一事業者間で受発注された費用、みなし同一法人がすでに実施している事業分野への「進出」も補助対象外となります。

3. 補助対象事業/補助対象外事業

補助金額と補助率

- 補助金額は、下限「750万円」、上限は従業員数ごとに異なります
- 補助率は、一律「1/2」です

補助金額と補助率

補助金額

従業員数 (人)	補助金額(万円)		
	下限	上限	特例*
~20	750	2,500	3,000
21~50		4,000	5,000
51~100		5,500	7,000
101~		7,000	9,000

*大幅な賃上げによる補助上限額引上げの特例措置の適用を受ける事業者の場合

補助率

1/2

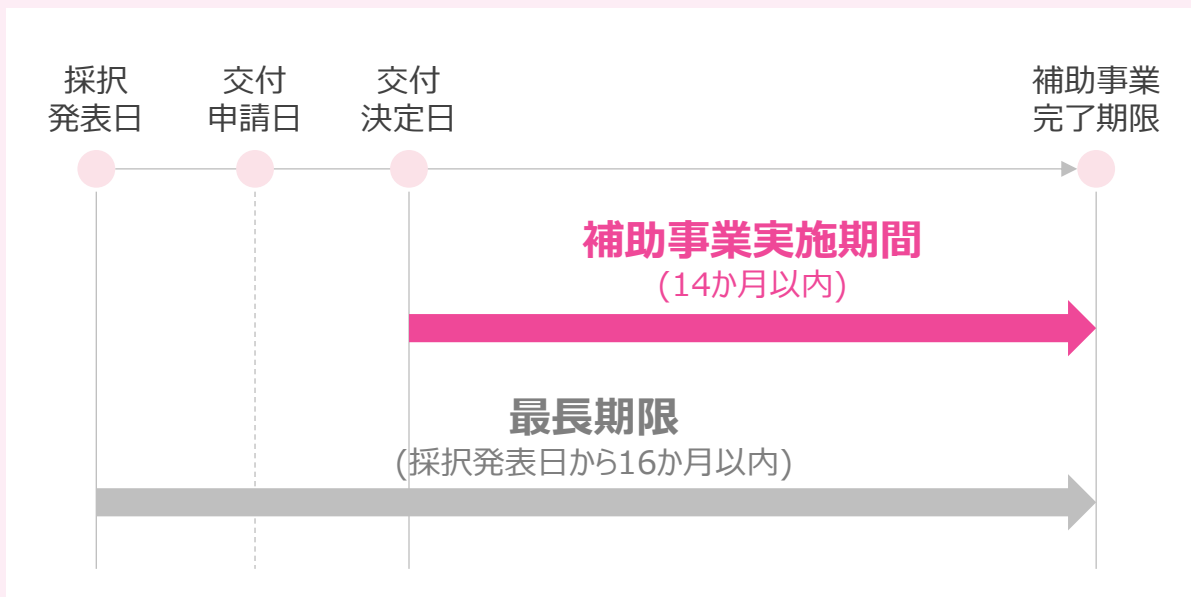
補助事業の実施期間

- 補助事業の実施期間は、交付決定日から14か月以内です
- ただし、採択発表日から16か月以内です（※交付申請が遅れると事業実施期間が短くなるため注意）

補助事業の実施期間

交付決定日 ~ 14か月以内

（※採択発表日から16か月以内）



補助対象事業の要件（1/4）

- 補助対象者は、補助対象事業の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要です

補助対象事業の要件

全ての 事業者が 対象	1	新事業進出要件	
	2	付加価値額要件	
	3	賃上げ要件	返還要件あり
	4	事業場内最賃水準要件	返還要件あり
	5	ワークライフバランス要件	
該当事業者 のみ対象	6	金融機関要件	
	7	賃上げ特例要件 ＜賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件＞	返還要件あり

* 返還要件あり：目標値未達の場合、補助金返還義務あり

補助対象事業の要件（2/4）

- 新事業進出要件では、事業を行う中小企業等にとっての「製品等の新規性」、「市場の新規性」に加え、「新規事業の売上高」に係る要件を満たすことが必要です

補助対象事業の要件

1 新事業進出要件	製品等の新規性	製造する製品、提供する商品・サービス等が 新規性*1を有する
	市場の新規性	製造する製品、提供する製品・サービスの属する市場が 新たな市場*2である
	新規事業売上高	新たな製品の売上高が 総売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上 または 直近の事業年度売上高が10億円以上かつ新規事業を行う部門の売上高が3億円以上の場合、新規事業の売上高が当該事業部門の 売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上

*1 事業を行う中小企業等にとって、事業により製造等する製品等が、新規性を有するものであること

*2 事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性を持つ顧客層を対象とする市場

補助対象事業の要件（3/4）

- 補助対象者は、付加価値要件、賃上げ要件、事業場内最賃水準要件を満たすことが必要です

補助対象事業の要件

2 付加価値額 要件	付加価値額の年平均成長率が +4.0%以上
3 賃上げ要件 返還要件あり	1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、 事業実施都道府県における 最賃の直近5年間の年平均成長率以上 または 給与支給総額の年平均成長率が +2.5%以上
4 事業場内 最賃水準要件 返還要件あり	事業所内最低賃金が地域別最低賃金の +30円以上水準

補助対象事業の要件（4/4）

- 補助対象者は、ワークライフバランス要件、金融機関要件を満たすことが必要です
- 賃上げ特例の適用を受ける場合は、賃上げ特例要件を満たすことが必要です

補助対象事業の要件

5	ワークライフ バランス要件	次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の公表
6	金融機関要件	資金提供元の金融機関等から 事業計画の確認を受けていること ※金融機関等から資金提供を受ける場合は、「金融機関による確認書」の提出が必要です。 (金融機関等からの資金提供を受けない場合は提出不要)
7	賃上げ特例 要件 <賃上げ特例の適用を 受ける場合の追加要件> 返還要件あり	補助事業実施期間内に、給与支給総額を 年平均+6.0%以上 かつ 補助事業実施期間内に、事業場内最低賃金を 年額+50円以上

補助対象外事業

- 以下に該当する場合には、補助金交付候補者として不採択又は交付決定取消となります

補助対象外事業

- × 申請者は**企画だけを行い**、補助事業の主たる内容そのもの、またはその大半を**他者へ外注又は委託する事業**
- × グループ会社（みなし同一事業者に該当する他の事業者）が**既に実施している事業**
- × 事業承継を行った上で事業を実施する場合に、**承継以前の各事業者が既に実施している事業**
- × **実質的な労働を伴わない事業又は資産運用的性格の強い事業**
- × **会員制ビジネス**であって、その会員の募集・入会が公に行われていない事業
- × 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、**事業に利用せず、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業**
- × **1次産業（農業、林業、漁業）**に取り組む事業
- × 主として**従業員を解雇**することで、**補助対象事業の要件を達成**させるような事業
- × **公序良俗に反する事業**
- × **法令に違反する及び違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切**であると認められる事業
- × **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律**（昭和23年法律第122号）第2条各項により定める事業
- × 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する**暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等又はリース会社による事業**
- × **事業計画の重複**となる事業
- × 国庫及び公的制度からの**二重受給**となる事業
- × 中小企業庁が所管する**補助金（中小企業生産性革命推進事業、中小企業等事業再構築促進事業、中小企業省力化投資補助金事業等）**と同一の**補助対象経費**を含む事業
- × 補助事業により発生した**利益や付加価値額の大部分が第三者のものになる事業**
- × 申請時に**虚偽の内容**を含む事業
- × その他**制度趣旨・本公募要領にそぐわない事業**

4. 新事業進出要件

4. 新事業進出要件

新事業進出要件の概要

- 新事業進出要件は、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「新事業売上高要件」の3つです
- 新事業進出要件を満たすためには、以下3要件全てを満たす事業計画を策定する必要があります

要件		要件の概要	ご説明いただく事項
新事業進出要件	製品等の新規性	製造する製品、提供する商品・サービス等が 新規性を有する*1	過去に製造等した実績がない製品等の製造等に取り組むこと
	市場の新規性	製造する製品、提供する製品・サービスの属する市場が 新たな市場*2である	既存事業と新規事業の顧客層が異なること
	新事業売上高	新たな製品の売上高が 総売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上 または 直近の事業年度売上高が10億円以上かつ新規事業を行う部門の売上高が3億円以上の場合、新規事業の売上高が当該事業部門の 売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上	左記の要件を満たす収支計画とその算定根拠及び、それらを達成するための取組について

新事業進出要件については、公募要領・新事業進出指針等を必ずご参照ください。

*1 事業を行う中小企業等にとって、事業により製造等する製品等が、新規性を有するものであること

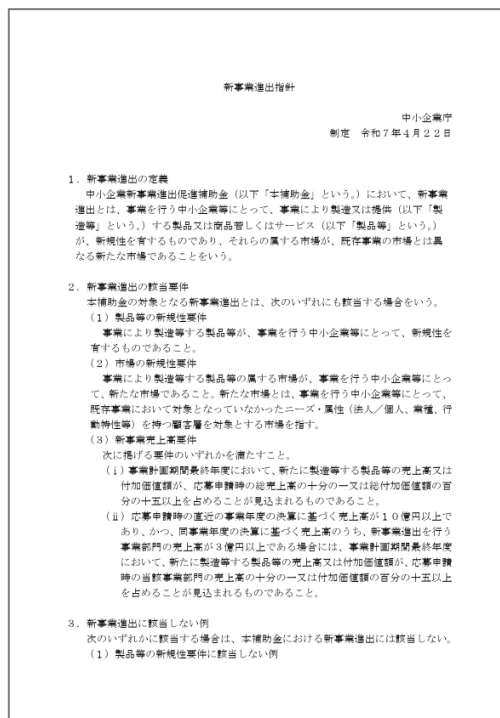
*2 事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性を持つ顧客層を対象とする市場

「新事業進出要件」の概要

- 新事業進出要件については、「新事業進出指針」「新事業進出指針の手引」を参照の上、申請についてご検討ください。

該当資料

新事業進出指針



新事業進出指針の手引



新事業進出指針を満たす例（1/2）

- 製造業における部品製造事業者が新事業進出指針を満たす事例をご紹介します

【新事業進出指針を満たす例①】製造業

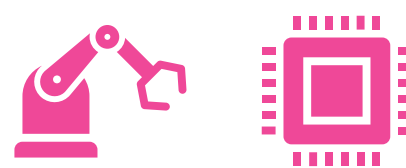
- ガソリン車の部品を製造していた事業者が、車両部品の製造で培った技術を活かして、新たに半導体製造装置の部品の製造に着手する場合

【既存事業】



ガソリン車部品の製造

【新規事業】



半導体製造装置部品の製造

要件		要件を満たす考え方
①製品等の新規性要件	新たに製造等する製品等が新規性を有するものであること	新たに製造する半導体製造装置部品が、過去に製造した実績のない部品であれば要件を満たす。
②市場の新規性要件	新たに製造等する製品等の属する市場が新たな市場（既存事業とは異なる顧客層）であること	半導体製造装置部品とガソリン車部品では、半導体業界と自動車業界で明確に顧客層が異なり、要件を満たす。
③新事業売上高要件	新たな製品等の売上高（又は付加価値額）が、応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること	事業計画期間最終年度において、半導体製造装置部品の売上高が応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となる計画を策定することで要件を満たす。

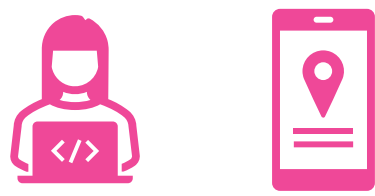
新事業進出指針を満たす例（2/2）

- 情報サービス業におけるアプリ開発事業者が新事業進出指針を満たす事例をご紹介します

【新事業進出指針を満たす例②】情報サービス業

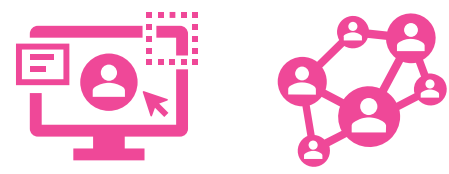
- アプリやWEBサイトの開発を行っていた事業者が、既存事業でのノウハウを活かして、地域の特産物等を取り扱う地域商社型のECサイトの運営に取り組む場合

【既存事業】



アプリ・WEBサイトの開発

【新規事業】



商社型ECサイトの運営

要件		要件を満たす考え方
①製品等の新規性要件	新たに製造等する製品等が新規性を有するものであること	新たに提供する商社型ECサイトサービスが、過去に提供した実績のないサービスであれば要件を満たす。
②市場の新規性要件	新たに製造等する製品等の属する市場が新たな市場（既存事業とは異なる顧客層）であること	商社型ECサイトとアプリ・WEBサイトでは、自社の商品をECサイトに掲載したい事業者とアプリ・WEBサイトの作成依頼者で明確に顧客層が異なり、要件を満たす。
③新事業売上高要件	新たな製品等の売上高（又は付加価値額）が、応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること	事業計画期間最終年度において、商社型ECサイトの運営による売上高が応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となる計画を策定することで要件を満たす。

5. 補助対象経費/補助対象外経費

補助対象経費の区分

- 補助対象経費には以下9つの経費区分があり、補助対象経費には機械装置・システム構築費、建物費のいずれかを含む必要があります

補助対象経費の区分

補助対象 経費	※いずれかを含む必要あり	
	機械装置・システム構築費 (リース料を含む)	建物費 (構築物費を含む)
	運搬費	技術導入費
	知的財産権等関連費	外注費
	専門家経費	クラウドサービス利用費
	広告宣伝・販売促進費	

補助対象経費（1/4）

- 以下条件を満たす機械装置・システム構築費及び建物費は補助対象経費として申請可能です

補助対象経費

機械装置・ システム 構築費	専ら補助事業のために使用される 「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」、「専用ソフトウェア・情報システム等」 対象となる物品の以下が補助対象経費として申請可能  ・ 購入 ・ 製作・構築 ・ 借用  ・ 改良 ・ 据付け ・ 運搬
建物費 (構築物費を 含む)	専ら補助事業のために使用される 「生産施設」、「加工施設」、「販売施設」、「検査施設」、 「作業場」、「その他事業実施に必要な建物」、「建物に付随する構築物」 対象の建物に対する以下が補助対象経費として申請可能  ・ 建設・改修  ・ 撤去

補助対象経費/補助対象外経費については、公募要領を必ずご参照ください。

補助対象経費（2/4）

- 以下条件を満たす運搬費、技術導入費及び知的財産権等関連経費は補助対象経費として申請可能です

補助対象経費

運搬費	「運搬料」、「宅配・郵送料等」 
技術 導入費	補助事業遂行のために必要な「知的財産権等の導入費」 
知的財産権 等関連経費	補助事業の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する 「弁理士の手続代行費用」、「外国特許出願のための翻訳料」、 「国際規格認証の取得に係る経費」等 

補助対象経費/補助対象外経費については、公募要領を必ずご参照ください。

補助対象経費（3/4）

- 以下条件を満たす外注及び専門家経費は補助対象経費として申請可能です

補助対象経費

外注費

補助事業遂行のために必要な「加工、設計・検査等の外注(請負・委託等)費」

※外注先との書面契約が必要です



専門家経費

補助事業遂行のために必要な専門家に支払われる「コンサルティング費」、「旅費」等



専門家	謝金単価上限(円/日)
大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師	5万
准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ	4万
上記以外	2万

※「旅費」は事務局が定める「補助事業の旅費支給に関する基準」に準じます。

補助対象経費/補助対象外経費については、公募要領を必ずご参照ください。

補助対象経費（4/4）

- 以下条件を満たすクラウドサービス利用費及び広告宣伝・販売促進費は補助対象経費として申請可能です

補助対象経費

クラウド サービス 利用費

専ら補助事業のために使用されるクラウドサービスやWEBプラットフォーム等の
「サーバーの領域を借りる費用」、「サーバー上のサービスを利用する費用」、
クラウドサービス利用に付帯する「ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料」等



広告宣伝・ 販売促進費

補助事業で開発又は提供する製品・サービスに必要な
「広告(パンフレット、動画、写真等)の作成費」、
「広告の媒体掲載費」、「展示会出展費」等

※交付決定後の発注・契約が前提となります。 ※相見積書および価格の妥当性が確認できる証憑の提出が必要です。



補助対象経費/補助対象外経費については、公募要領を必ずご参照ください。

補助対象外経費

- 以下をはじめとする経費は、補助対象経費とはなりません

補助対象外経費

× 既存事業に活用する等、**専ら補助事業のために使用されると認められない経費**

※目的外使用が発覚した場合、残存簿価相当額等を返納いただきます。

× **汎用性があり、目的外使用**になり得るものの購入費・レンタル費

× **商品券等の金券**

× **各種保険料**

× 事業に係る**自社の人件費、旅費**

× **再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備**及び当該設備と一体不可分の附属設備

× 国が目的を指定して支出する**他の制度により既に受給の対象**となっている経費

※間接・直接を問わない

※「国」には独立行政法人等を含む

× 事業者が行うべき**手続きの代行費用**

× 経済産業省または中小機構から**補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者**への支払い

※停止措置期間外に発注した場合を除く

× 上記のほか、**市場価格とかい離**しているものや**公的な資金の用途として社会通念上、不適切**と認められる経費

× 申請者と**同一の代表者・役員が含まれている事業者、みなし同一事業者、資本関係がある事業者への支払い等**

補助対象経費/補助対象外経費については、公募要領を必ずご参照ください。

リース会社との共同申請

- 以下条件を全て満たす場合、リース会社と共同申請することが可能です
- リース会社は1つの共同申請につき1社とし、適用する補助上限額、補助率は中小企業等のものと同様です



共同申請の条件

- ① 所定の団体・組織が確認した「**リース料軽減計算書**」を**事務局に提出**する必要があります。
- ② 対象となるリース取引は、**ファイナンス・リース取引**に限ります。
- ③ 対象となる経費は、**リース会社が機械装置・システムの販売元に支払うこれらの購入費用**に限ります。
- ④ 購入する機械装置・システム等の**見積もりの取得**については、**中小企業等が実施**する必要があります。
- ⑤ 取得する財産については、通常の補助事業により取得した財産と同様に、処分に制限が課されますので、特段の事情がない場合には**リース期間は処分制限期間を含む期間となるよう設定**してください。
- ⑥ 処分を行う場合には、その他の補助事業により取得した財産と同様に、事前に事務局の承認を受けなければならない、残存簿価相当額または譲渡額等により、**当該処分制限財産に係る補助金額を限度に納付**する必要があります。
- ⑦ 共同申請をした中小企業等が、交付決定取消や補助対象要件の未達成により、補助金返還の対象となった場合、**リース会社に交付されている補助金については、リース会社からの返還を求めます。**
- ⑧ リース会社に対しては、**適切なリース取引を行うことについての誓約書(リース取引に係る宣誓書)の提出**を求めます。
- ⑨ **セール&リースバック取引や転リース取引は本スキームの対象外**です。
- ⑩ 本スキームを活用する場合のリース会社については、1回の公募回で**申請できる件数**や、通算の補助金交付候補者として**採択・交付決定を受ける回数**の制限はありません。
- ⑪ **割賦契約はリースには含みません。**なお、建物の取得においてリース会社を利用する場合は、**建物取得費は本補助金の対象とはなりません。**

6. 補助事業者の義務

補助事業者の義務（1/3）

- 補助事業者は、以下23項目の義務を負いますので、申請の際にはご注意ください

補助事業者*の義務

採択後 ～ 交付申請前	1	説明会への参加	採択された事業者は、事務局が実施する説明会に参加しなければなりません
	2	交付決定前の事業承継の禁止	交付決定前に、交付申請を行う権利を他者に承継することは認められません
	3	交付決定前の計画変更の禁止	交付決定前に、採択された事業計画を変更することは認められません
交付申請 ～ 交付決定	4	速やかな交付申請の実施	交付申請は、原則採択発表日から2か月以内に実施してください
	5	補助金額の確定	計上された経費が補助対象外の場合、交付決定額が減額または全額対象外となる場合があります
	6	価格の妥当性の確認	契約先選定時は複数の見積もりを取得し、その中で最低価格を提示した者を選定してください
	7	事前着手の禁止	交付決定より前に契約(発注)等した経費は、補助対象になりません

* 補助事業者とは、本補助金の交付決定を受けようとする者及び受けた者をいう

補助事業者の義務（2/3）

- 補助事業者は、以下23項目の義務を負いますので、申請の際にはご注意ください

補助事業者の義務

補助事業 実施期間	8	補助事業実施期間の厳守	補助事業実施期間内に、契約、納入、検収、支払及び補助事業実績報告書の提出等の すべての手続きを完了 してください
	9	交付決定後の変更等への注意	交付決定後、 補助事業実施場所を変更 することは原則として認められません
	10	補助事業を他に承継させた場合	補助事業を他に承継させた場合、 承継者(承継先) が 補助事業者 となり、 本補助金の交付決定を を受けたものとみなします
	11	補助事業の実施主体	補助事業は、交付決定を受けた 補助事業者自身 が 実施 する必要があります
	12	支払い	全ての支払いは、 銀行振込の実績で確認 を行います
実績報告 ～ 額の確定	13	実績報告期限の順守	補助事業を完了したときは、その日から起算して 30日後又は補助事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出 してください
	14	補助事業完了の定義	原則、応募申請時に提出した事業計画のスケジュールどおりに事業が進捗していることを指します。 単に建物の建設や設備の導入が完了しただけでは、補助事業の完了とはみなしません
	15	実地検査の実施	補助事業が適切に実施されていることを確認するため、原則事務局が 実地検査 を行います

補助事業者の義務（3/3）

- 補助事業者は、以下23項目の義務を負いますので、申請の際にはご注意ください

補助事業者の義務

実績報告 ～ 額の確定	16	保険への加入義務	最低でも事業計画期間終了までの間、保険又は共済へ加入してください
	17	補助事業に係る経理	信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください
事業計画期間 (事業化状況 報告期間)	18	事業化状況報告の義務	補助事業完了後5年間は、補助事業に係る事業化等の状況を報告してください
	19	実地検査の実施	補助金支払い以降も抜き打ちで実地検査に入ることがあります
	20	財産処分の制限	処分制限財産を処分制限期間内に処分するときは、事前に事務局の承認を受けてください
	21	知的財産権の帰属	補助事業において発生した知的財産権の権利は補助事業者に帰属します
	22	効果検証等への協力義務	事務局及び中小機構からの求めに応じて、データ提供及び本補助金に関連する調査にご協力いただきます
処分制限期間	23	財産処分の制限	処分制限財産は、法定耐用年数を経過するまでは処分に制限が課されます

補助事業者の義務については、公募要領を必ずご参照ください。

7. 審查基準

書面審査 | 審査項目 (1/2)

- 書面審査においては、以下の点を中心に審査を行います
- 申請システムに入力された内容をもとに審査を行い、添付された事業計画書等は参考書類として取り扱います

審査項目

1

補助対象事業としての適格性

- ・ 公募要領の記載要件を満たすか
- ・ 目標値の実現可能性が高い事業計画となっているか

2

新規事業の 新市場性・高付加価値性*

- ・ 社会における一般的な普及度や認知度が低いものであるか
- ・ 高水準の高付加価値化・高価格化を図るものであるか

3

新規事業の有望度

- ・ 継続的に売り上げ・利益を確保でき、参入可能な事業か
- ・ 自社に明確な優位性を確立する差別化が可能か

4

事業の実現可能性

- ・ 事業化の遂行方法、スケジュールや課題解決方法が明確かつ妥当か
- ・ 財務状況や体制・経営資源から適切に事業が行えるか

*「新市場・高付加価値事業とは」もご参照ください。

書面審査 | 審査項目 (2/2)

- 書面審査においては、以下の点を中心に審査を行います
- 申請システムに入力された内容をもとに審査を行い、添付された事業計画書等は参考書類として取り扱います

審査項目

5

公的補助の必要性

- ・ 国が補助する積極的な理由がある事業はより高く評価
- ・ 地域やサプライチェーンのイノベーションに貢献し得る事業か

6

政策面

- ・ 日本経済の構造転換を促すか
- ・ 経済成長・イノベーションを牽引し得るか

7

大規模な賃上げ計画の妥当性

- ・ 大規模な賃上げ取り組み内容が妥当か
- ・ 継続的に利益の増加等を人件費に充当しているか

※賃上げ特例の適用を希望する事業者に限る

審査基準については、公募要領を必ずご参照ください。

書面審査 | 審査項目 (1/2)

- 書面審査においては、以下の点を中心に審査を行います
- 申請システムに入力された内容をもとに審査を行い、添付された事業計画書等は参考書類として取り扱います

審査項目

1

補助対象事業としての適格性

- ・ 公募要領の記載要件を満たすか
- ・ 目標値の実現可能性が高い事業計画となっているか

2

新規事業の 新市場性・高付加価値性*

- ・ 社会における一般的な普及度や認知度が低いものであるか
- ・ 高水準の高付加価値化・高価格化を図るものであるか

3

新規事業の有望度

- ・ 継続的に売り上げ・利益を確保でき、参入可能な事業か
- ・ 自社に明確な優位性を確立する差別化が可能か

4

事業の実現可能性

- ・ 事業化の遂行方法、スケジュールや課題解決方法が明確かつ妥当か
- ・ 財務状況や体制・経営資源から適切に事業が行えるか

*「新市場・高付加価値事業とは」もご参照ください。

書面審査 | 審査項目（1/2）

- 書面審査においては、以下の点を中心に審査を行います
- 申請システムに入力された内容をもとに審査を行い、添付された事業計画書等は参考書類として取り扱います

審査項目

1

補助対象事業としての適格性

- ・ 公募要領の記載要件を満たすか
- ・ 目標値の実現可能性が高い事業計画となっているか

2

新規事業の 新市場性・高付加価値性*

- ・ 社会における一般的な普及度や認知度が低いものであるか
- ・ 高水準の高付加価値化・高価格化を図るものであるか

3

新規事業の有望度

- ・ 継続的に売り上げ・利益を確保でき、参入可能な事業か
- ・ 自社に明確な優位性を確立する差別化が可能か

4

事業の実現可能性

次頁で詳しく説明

- ・ 実行方法、スケジュールや課題解決方法が妥当か
- ・ 財務状況や体制・経営資源から適切に事業が行えるか

*「新市場・高付加価値事業とは」もご参照ください。

「新市場性・高付加価値性」の概要

- 市場の新規性は、「新事業進出指針」「新事業進出指針の手引」「新市場・高付加価値事業とは」を参照の上、申請についてご検討ください。

該当資料

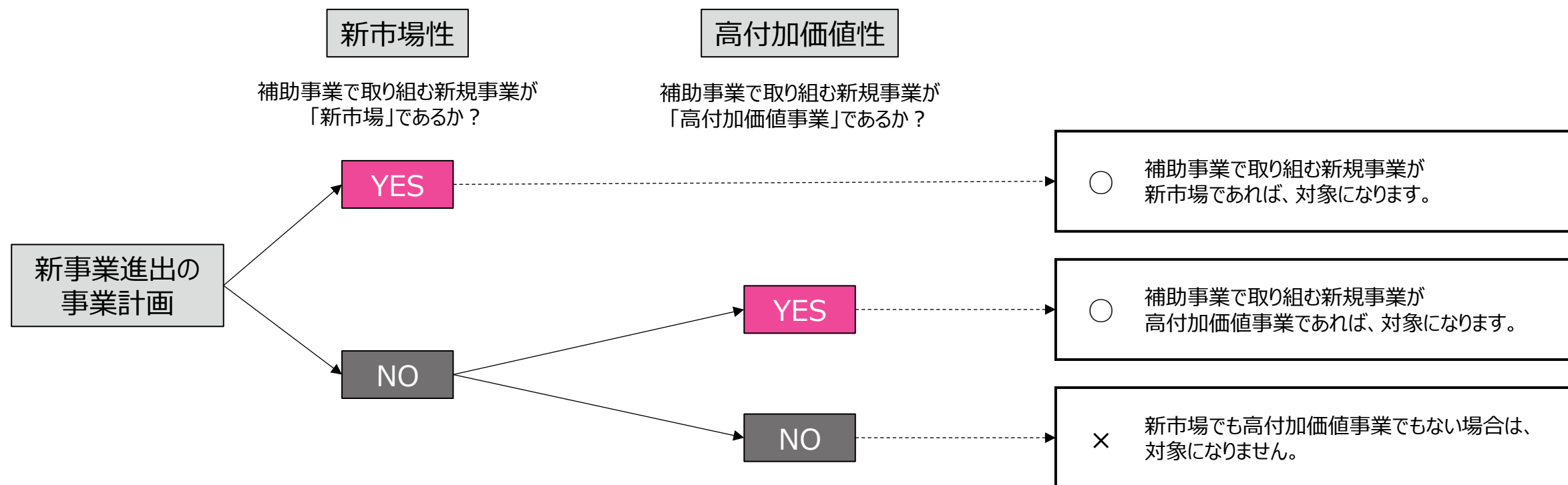
新市場・高付加価値事業とは



「新市場性・高付加価値性」の概要

- 「新規事業の新市場性・高付加価値性」では、補助事業で取り組む新規事業の「新市場性」及び「高付加価値性」について審査します

フローチャート



書面審査 | 加点項目

- 以下条件に該当する事業者による申請は、書面審査時に加点を行います

加点項目



① パートナーシップ構築宣言加点

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者



② くるみ加点

次世代法に基づく認定(トライくるみ、くるみ又はプラチナくるみのいずれかの認定)を受けた事業者



③ えるぼし加点

女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし1~3段階又はプラチナえるぼしのいずれかの認定)を受けた事業者



④ アツギ甲子園加点

アツギ甲子園のピッチ大会に出場した事業者



⑤ 健康経営優良法人加点

令和6年度に健康経営優良法人に認定されている事業者



⑥ 技術情報管理認証制度加点

技術情報管理認証制度の認証を取得している事業者



⑦ 成長加速化マッチングサービス加点

成長加速マッチングサービスにおいて会員登録を行い、挑戦課題を登録している事業者



⑧ 再生事業者加点

中小企業活性化協議会等から支援を受けており、以下のいずれかに該当している事業者

- ・ 再生計画等を「策定中」の者
- ・ 再生計画等を「策定済」かつ応募締切日から遡って3年以内に再生計画等が成立等した者



⑨ 特定事業者加点

公募要領「2. 補助対象者(3)特定事業者の一部」に該当する事業者

書面審査 | 減点項目

- 以下条件に該当する事業者による申請は、書面審査時に減点を行います

減点項目

1

加点項目要件未達事業者

- 中小企業庁が所管する補助金において、**賃上げに関する加点**を受けたうえで採択されたにもかかわらず、申請した加点項目要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告等において**未達が報告されてから18か月の間**、本補助金への申請にあたっては、災害や盗難等で事業において著しい損害を受けたなどの**正当な理由が認められない限り大幅に減点**を行います。

2

過剰投資の抑制

- 各申請者が事業計画策定時に実施した市場分析は、事業計画策定時の情報を元に実施されたものであり、**社会情勢・市場の変化**や**新たに行われる他社の事業による影響**によって、実際に申請者が事業を実施する段階においては、申請者の**優位性が消滅**している可能性もあります。
- したがって、特定の期間に、**類似のテーマ・設備等に関する申請が集中**してなされている場合には、一時的流行による**過剰投資誘発**の恐れがあるため、**別途審査を行います**。過剰投資と判断された申請に関しては、事業計画書に記載されている市場分析のとおり**事業を実施することが困難**であると考えられるため、**大幅な減点**を実施します。

3

他の補助事業の事業化が進展していない事業者

- 過去に以下の補助金を受給しており、補助事業の**事業化段階が3段階以下**である場合
対象：**新事業進出補助金、事業再構築補助金、ものづくり補助金**

審査基準については、公募要領を必ずご参照ください。

7. 審査基準

口頭審査

- 審査基準を満たした事業者の中から必要に応じて、口頭審査を行います
- 申請事業者自身（法人代表者等1名）に対してオンライン形式で、以下4つのポイントで審査を行います

口頭審査内容

審査内容

本補助金に申請された事業計画について、
事業の適格性、優位性、実現可能性、継続可能性
等の観点について審査いたします。

審査基準については、公募要領を必ずご参照ください。

8. 提出書類のポイント

8. 添付書類のポイント

提出書類一覧

- 提出書類一覧をご確認いただき、作成・提出をお願いします

提出書類一覧

(●：必須、▲：条件に該当する場合は必須)

#	提出書類	資料の添付要否
1	決算書等	●
2	従業員数を示す書類	●
3	収益事業を行っていることを説明する書類	●
4	固定資産台帳	●
5	賃上げ計画の表明書	●

#	提出書類	資料の添付要否
6	金融機関による確認書	▲ ※金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は必須
7	リース料軽減計算書	▲ ※リース会社と共同申請する場合は必須
8	リース取引に係る宣誓書	▲ ※リース会社と共同申請する場合は必須
9	再生事業者であることを証明する書類	▲ ※再生事業者加点を希望する場合は必須

事業計画作成の概要

- 事業計画作成するには、以下の要素について漏れなく入力してください
- 事業内容に直接関係のない unnecessary 個人情報を入力しないでください

事業計画書作成の概要

1 既存事業の内容	① 申請者の概要 ② 既存事業の内容	7 事業の実現可能性	① 課題及びスケジュール ② 事業実施体制
2 補助事業の 具体的取組内容	① 新事業進出指針への該当性 ② 新規事業の内容・目的 ※写真・図表等も活用して、既存事業と新規事業の相違点を分かりやすく説明してください	8 公的補助の必要性	① 国が補助する積極的な理由がある事業である旨【任意】 ② 地域やサプライチェーンのイノベーションに貢献し得る事業である旨【任意】 ③ 自社単独で容易に事業を実施できるものではないことの説明
3 連携体の必要性 ＜連携体申請の場合のみ＞	代表申請者及び連携体構成員それぞれについて ① 補助事業における役割 ② 必要不可欠である理由	9 政策面	① 「7. 審査基準」の加点項目に記載されている事項に該当する旨【任意】
4 現状分析	① 現在の事業の状況 ② 新規事業を実施することの必要性 (SWOT分析を実施)	10 補助対象予定経費	① 経費の分類、名称、取得予定価格等 ② 補助対象とする予定のすべての経費が必要不可欠である理由
5 新規事業の 新市場性・ 高付加価値性	＜①と②は選択制＞ ① 新市場性 ② 高付加価値性	11 収益計画	① 補助事業の事業化見込み ② 補助対象要件への該当性 ③ 大規模な賃上げ計画の妥当性 ＜賃上げ特例の適用を希望する事業者のみ＞
6 新規事業の有望度	① 新規事業の将来性 ② 参入可能性 ③ 競合分析		

9. 応募申請の手続き

応募申請の手続き

- 申請者は以下の流れで応募申請の手続きを行ってください

応募申請の手続き

応募申請 の流れ



補助金情報 の確認

- ・ 本補助金サイトから公募要領等の内容を確認し、補助金の詳細や、申請しようとしている事業が補助対象となるか等を確認します。



事業計画 の検討

- ・ 自社の現状分析を行い、自社の未来を描いた事業計画を検討します。
- ・ 事業計画テンプレートを用いて申請内容の準備を行っていただくと、電子申請の受付開始後、円滑に手続きいただけます。



支援機関等 に相談

- ・ 必要に応じて、商工会議所や金融機関等の認定支援機関を含む外部支援者等からアドバイスをもらい、事業計画をブラッシュアップします。



応募申請

- ・ 補助金申請システムから応募申請を作成し、事務局に提出します。
※必ず申請者自身にて、入力した内容を理解したうえで申請する必要があります。

10. 質疑応答

FAQ（1/9）

制度・スケジュールについて

#	質問	回答
1	新市場進出補助金の全体予算、採択難易度設定、今後の募集回について教えてほしい。	予算については事務局では回答できません。採択難易度についても事務局等で定めているものではないので、お答えできかねます。 公募は次回以降も予定しており、新事業進出補助金ホームページ等にてお知らせいたします。
2	事前着手は可能か。	事前着手は禁止されています。 本補助金事業においては、交付決定から補助事業実施期間内に発注（契約）を行い、検収、支払をした経費のみが補助対象となります。
3	申請時の認定支援機関の確認書の有無について教えてほしい。	認定支援機関の確認書は不要です。 事業計画作成支援者がいる場合は、電子申請システム内に「事業計画作成支援者名」「支援内容」「報酬（予定）額」「契約期間」を記載してください。複数の事業計画作成支援者からの支援を受ける場合は、すべて入力が必要です。（公募要領31ページ「7（2）申請方法」） ただし、金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金提供元の金融機関等による事業計画の確認を受ける必要がありますが、この際は「金融機関による確認書」が必要となります。

FAQ (2/9)

制度・スケジュールについて

#	質問	回答
4	基本要件①付加価値額の年平均成長率4%以上増加は、どのような計算式で算定されるか。(控除法、積上法のいずれかなど)	公募要領14ページ「5－1. 補助対象要件」に記載の通り、本補助事業における付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものととなります。
5	・既存顧客に対する新たなサービス開発には使えないか。 ・基本要件②「給与支給総額の2.5%以上」は、在籍者のベースは上がっているが、退職者・休職者の発生で、条件に及ばない場合はどうなるか。	・新事業進出要件を満たすことが必要であり、「①製品等の新規性要件」、「②市場の新規性要件」、「③新事業売上高要件」のすべての要件を満たす事業計画を策定する必要があります。 市場の新規性要件では、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性（法人／個人、業種、行動特性等）を持つ顧客層を対象とする市場を対象とする必要があります。 ・補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加させることでも、賃上げ要件の達成とみなします。 なお、中途採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けていない従業員については、全月分の給与等の支給を受けていない事業年度に限り、算出の対象から除く必要があります。 （公募要領15・16ページ「5－1（3）賃上げ要件」）

FAQ (3/9)

制度・スケジュールについて

#	質問	回答
6	高付加価値性とは、必ずしも高価格化でなくともよい、という認識で合っているか。 十分差別化される高付加価値な商品・サービスであれば、価格は従来と同等でもよいなど、高付加価値化 or 高価格化 など論理式で整理していただけると理解しやすい。	新事業進出指針に示す、 ①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、 ③新事業売上高要件の全てを満たすことを前提とした上で、高付加価値性とは「高付加価値＝高価格」ではなく、品質・サービス・機能性・独自性による差別化によって自社製品等の高付加価値化を図る事を目的としています。 （公募要領の42ページ「10. 審査項目」内の「新市場・高付加価値事業とは」）
7	既存の顧客に対して、全くカテゴリーの異なる商品を仕入販売する新事業を考えている。この新市場に進出することで、さらに顧客基盤を広げることも狙いだが、これは本事業の趣旨に合致するか。 新商品×新市場だけでなく、新商品×既存市場も対象になるか。	新事業進出要件を満たすためには「①製品等の新規性要件」、「②市場の新規性要件」、「③新事業売上高要件」すべての要件を満たす事業計画を策定する必要があります。 ①についてはご認識の通りですが、②については“新たに製造する製品等が属する市場が、事業を行う中小企業にとって、新たな市場（既存事業とは異なる顧客層）であること”が必要となっております。 詳しくは[新事業進出指針の手引き]をご確認下さい。
8	100人以下の企業も「両立支援のひろば」で一般事業主行動計画の策定・公表をするようにと書いてありましたが、公表が義務ではないので「両立支援のひろば」のみでよいのか。	「公募要領 5－1. 補助対象要件」に記載の通り、従業員数が100人以下の企業も公表している必要があります。 （公募要領17ページ「5－1（5）ワークライフバランス要件」）

FAQ (4/9)

対象経費について

#	質問	回答
9	設備費の範囲に備品の設置工事費は含まれるか。	「設備費」という費目はありませんが、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置等の設置と一体で捉えられる軽微な「据付け」については補助対象となります。
10	補助対象経費の補助事業者の自社製品による調達は認められないか。	自社製品による調達は、公募要領27ページ「6－2．補助対象外となる経費」に記載の通り、補助対象外となります。 ＜参考＞ 同一事業者の部署間の支払い（機械装置等の社内発注、社内製造についても、同一事業者内における支払とみなして対象外） 加えて、本事業においてはみなし同一事業者間の調達も補助対象外となります。
11	公募要領28ページで構築物が補助対象外で、25ページには建物付随は可となっている点について相違している。	本補助事業においては、専ら補助事業のために使用される建物に付随する構築物の建設に要する経費が対象となります。対象となる構築物は当該建物に付属又は隣接しており、一体的に使用されるものであることが必要です。 一方で、それに該当しない構築物については補助対象となりません。
12	広告宣伝・販売促進費の「補助事業のPR等に係るウェブサイトの構築」について、既存のHPを改修し補助事業用のページを作成する場合でも対象になるか（HP自体を分ける必要があるか）。	補助事業で製造又は提供する製品・サービスに必要な広告の作成や補助事業のPR 等に係るウェブサイトの構築に係る経費は対象となりますが、補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体のPR広告に係る経費は補助対象外となります。

FAQ (5/9)

対象経費について

#	質問	回答
13	海外に発注するような金型も計上できるか。	経費としての妥当性が確認できれば、補助対象経費となる可能性があります。 なお、補助事業における契約（発注）先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、経済性の観点から、可能な範囲において複数の見積もりを取得し、その中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）していただく必要があります。 なお、補助対象経費に関する全ての支払いは、銀行振込の実績で確認を行いますのでご注意ください。
14	畑に植物を栽培し、それを伐採して原料に加工して、工業用製品を製造する新規事業の場合、畑に栽培する「農業」、原料として加工して製品化する「工業」に分かれる。 両方が本事業における補助金の対象となるか。 栽培の農業部分は、対象外か。	主として自家栽培・自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は1次産業に該当します。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいる場合に限り、2次又は3次産業に該当する場合があります。 なお、例えば、農業に取り組む事業者が、同一構内の工場において専従の常用従業員を用いて、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供を行う場合など、2次又は3次産業分野に取り組む場合に必要な経費は、補助対象となります。2次又は3次産業に取り組む場合であっても、加工や料理提供の材料である農作物の生産自体に必要な経費は、補助対象外となります。

FAQ（6/9）

対象経費について

#	質問	回答
15	会社建物の雨漏り対策の改修も対象となるか。	専ら補助事業のために使用される施設、その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設・改修に要する経費にあたらな場合は対象外となります。

FAQ (7/9)

申請対象について

#	質問	回答
16	申請時点で従業員がいれば、それが最近（1-2カ月前）雇用した従業員でも構わないか。	申請時点で常勤従業員が一人以上いれば対象となりますが、“応募申請時点や事業実施期間に限って、一時的に資本金の減資や従業員数の削減を行うなど、専ら本補助金の補助対象者となることのみを目的として、資本金の額又は出資の総額並びに常勤従業員の数を変更していると認められる事業者”は採択の取り消し、又は補助金の返還となる可能性がございます。 また「日々雇い入れられる者」「2か月以内の期間を定めて使用される者」「季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者」「試みの使用期間中の者」は本事業で規定する常勤従業員に含まれません。
17	新事業として公共工事の入札に参加を検討している。 新事業の対象となるか。	新事業進出指針に沿って新たに土木・建築業に進出するための費用であれば補助対象となりますが、公共工事は「間接直接を問わず（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が目的を指定して支出する他の制度（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）公募要領29ページ」に準ずると考えられるため、公共工事そのものに要する費用は本事業の補助対象とはなりません。

FAQ (8/9)

申請対象について

#	質問	回答
18	自社ではノウハウがなく作れないため、メーカーに依頼（協業）して新製品を開発する場合でも対象になるか。	補助事業の主たる内容そのものを他者へ外注又は委託する事業、及び具体的な補助事業の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業は補助対象外です。 一方、補助対象経費として補助額全体の10%までは検査・加工・設計等に係る外注費が認められておりますのでこの範囲内であれば補助対象となると考えられます。（公募要領26ページ「補助対象経費」）
19	在日或いはインバウンドのイスラム教徒に対するサービスは助成金対象として認められるか。宗教をうたうものではなく、様々な制約を受ける彼らが日本で生活或いは旅行をする際に便利なサービスを考えている。	顧客の属性や市場につきましては制限はございません。ただし、新事業進出指針の市場の新規性要件等を満たしている必要があります。 なお、本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業実施場所を有する必要があります。
20	M&Aによって新たに子会社化、部門化、内製化する当社にとっての「新規事業」は対象になるか。	事業承継等を行った上で事業を実施する場合に、承継以前の各事業者が既に実施している事業を実施するなど、補助事業で新たに取り組む事業の内容が、容易に実施可能である事業は補助対象外となります。 本補助金の公募開始日時点で、事業承継が確定している場合、両者は公募開始日時点から一体の事業者とみなし、事業承継先・事業承継元の双方の事業を既存事業として審査します。

FAQ (9/9)

申請対象について

#	質問	回答
21	ホームページのよくある質問に「日本国内に本社及び補助事業実施場所があることが申請要件」と回答があるが、補助事業実施場所が日本と海外にある事業は可能か。 あくまで日本国内で実施される事業に限定されるのか。	日本国内の補助事業実施場所で行われる事業のみが補助対象事業となります。
22	今の事業とは全くかかわりのない、「新事業」でも可能か。	新事業進出指針に合致していれば既存事業との関連性は求めません。 ただし、審査項目として、「新規事業の有望度」として、補助事業で取り組む新規事業が、自社がアプローチ可能な範囲の中で、継続的に売上・利益を確保できるだけの市場規模を有しているか、補助事業で取り組む新規事業が、自社にとって参入可能な事業であるか等の審査項目もあることにはご注意ください。
23	就労継続支援A型事業の福祉サービス事業が応募可能か否か。	公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複を含む事業、及び同一又は類似した内容の事業など、国庫及び公的制度からの二重受給となる事業は対象外となります。

ご清聴ありがとうございました

※本説明会は、公募の概要をお伝えすることを目的に、公募要領から要点を抜粋して作成しております。
公募にあたっては、**必ず公募要領をご確認いただきますよう**お願いいたします。

お問い合わせ先

中小企業新事業進出促進事業 コールバック予約システム(外部サイト)

